第百十二条の二第六項	法第五十七条第二項		所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（次項及び第五十七条第二項、第五十七条において「平成二十七年旧法」という。）第五十七条第四項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）	平成二十七年旧法第五十七条第四項
第百十二条の二第七項	法第五十七条第四項			
第百十二条の二第八項	同条第五項			
第百十三条第十二項	「同項第一号	通算前十年内事業年度	「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「同条第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「平成二十七年旧法」という。）第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第二十七条第七項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五十七条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第六項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされる金額を有する法人（平成二十七年旧法第五十七条第四項に規定する法人をいう。）が、平成二十七年旧法第五十七条第四項から第六項まで、第八項又は第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされる金額を有することとなつた場合における同法第五十七条第四項、第六項若しくは第八項若しくは第九項の規定又は令和二年改正法附則第二十条第八項